

寒河江市空き家情報登録制度「寒河江市空き家バンク」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒河江市内の空き家の有効活用を通して、空き家の利活用及び定住促進による地域の活性化を図るため、寒河江市空き家情報登録制度「寒河江市空き家バンク」について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する一戸建て住宅で、普段利用されていない又は今後利用される見込みのないものをいう。
- (2) 空き家バンク 市内の利活用可能な空き家を登録し、空き家の利用希望者に当該空き家を紹介する取組みをいう。
- (3) 所有者等 空き家について所有権を有し売却若しくは賃貸（転貸を除く。）を行うことができる権利を有する者で、登記事項証明書又は遺産分割協議書等でその所有権を確認できる者をいう。

(適用上の注意)

第3条 寒河江市空き家情報登録制度「寒河江市空き家バンク」は、この制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家に関する情報を登録しようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、寒河江市空き家情報登録制度「寒河江市空き家バンク」登録申込書（様式第1号）及び寒河江市空き家情報登録制度「寒河江市空き家バンク」登録カード（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、空き家の所有者等と土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者の同意があるものに限る。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めたときは、寒河江市空き家バンク登録台帳に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 申込者が、当該空き家の所有者等の条件を満たしていないもの
- (2) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの
- (3) 家財道具が残置されているもの
- (4) その他市長が適当でないと認めるもの

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、寒河江市空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家について、空き家バンクによることが適当と認めるときは、所有者等に対して空き家バンクへの登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者（以下「空き家登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければ

ならない。

(空き家台帳の登録の抹消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録台帳の登録を抹消するとともに、寒河江市空き家バンク登録抹消通知書により、空き家登録者に通知するものとする。ただし、第3号に該当することにより登録の抹消を受けた場合は、改めて第4条第1項の規定による登録の申込みを行うことにより、再登録することができる。

- (1) 寒河江市空き家バンク登録抹消届出書(様式第4号)の提出がされたとき。
- (2) 売買及び賃貸借が成立し、所有権その他権利に異動があったとき。
- (3) 空き家バンク登録台帳に登録した日から3年が経過したとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(情報の提供)

第7条 市長は、空き家バンク登録台帳に登録された情報(以下「登録情報」という。)の一部を、市のホームページ、広報紙、全国版空き家・空き地バンク等により公開することができる。

2 前項の規定により公開する公開情報の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 賃貸又は売却の別
- (3) 所在地(字まで)
- (4) 写真
- (5) 希望価格
- (6) 概要(築年、構造、間取り等)
- (7) 利用状況
- (8) 設備状況
- (9) 主要施設等までの距離
- (10) その他市長が適当と認めるもの

(利用希望の申込み等)

第8条 空き家の利用を希望する者は、寒河江市空き家バンク利用申込書(様式第5号)及び誓約書(様式第6号)により市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による利用の申込みがあった場合、その内容等を確認の上、適当と認めたときは、希望物件の所有者等へその旨を通知し必要な連絡調整を行うものとする。

3 空き家バンク利用の交渉権は、申込み受付順を優先とする。

(空き家登録者及び利用希望者の交渉等)

第9条 市長は、空き家登録者と利用希望者との空き家に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。ただし、当事者の希望により当該空き家に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約について山形県宅地建物取引業協会寒河江への斡旋ができるものとする。

2 空き家に係る交渉及び契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で誠意をもって解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

3 第1項に規定する斡旋を受け契約した者は、その結果について遅滞なく寒河江市空き家バンク契約結果報告書(様式第7号)によりその内容を報告しなけ

ればならない。

(個人情報保護)

第10条 空き家バンクに関して市が保有する個人情報の取扱いについては、寒河江市個人情報保護条例(平成17年市条例第18号)に定めるところによる。

(暴力団等の排斥)

第11条 市長は空き家登録者又は利用希望者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、または暴力団に関与するなど関わりを持つ者と判明した場合は、空き家バンク利用の取消しをすることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。